

福 島 医 学 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、福島医学会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学附属学術情報センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、医学の進歩、発展に寄与するとともに、その普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 学術研究集会の開催
- 二 機関誌の発行
- 三 その他、本会が必要と認める事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 一般会員 医学の教育、研究及び医療に従事する個人
- 二 名誉会員 本会に功労のあった者で議員会より推薦されたもの
- 三 施設会員 本会の目的に賛同する医療機関で会長が入会を認めたもの
- 四 賛助会員 本会の目的に賛同する医学・医療に関する団体で会長が入会を認めたもの
- 五 協賛会員 本会の目的に賛同する前号に定める団体以外の団体で会長が入会を認めたもの
- 六 学生会員 福島県立医科大学に在籍する学生

2 本会に入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式）に会費を添えて会長に届け出なければならない。

3 会員が退会しようとするとき、その旨を会長に届け出なければならない。ただし、既納の会費は返還しない。

4 会員が、第16条に規定する会費を3年間納入しなかった場合は、前項の規定にかかわらず本会を退会したものとみなす。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 幹 事 若干名
- 四 評議員 若干名
- 五 監 事 2名

(役員を選出)

第7条 会長は、公立大学法人福島県立医科大学学長をもって充てる。

2 副会長3名中うち1名は、福島県医師会長を、もう1名は福島県病院協会会長をもって充てる。

3 副会長・評議員及び監事は一般会員から総会において選任する。

4 幹事は評議員のうちから互選し、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営に当たるとともに、庶務、会計、学術研究集会及び編集刊行事務を分掌する。

4 評議員は、本会の重要事項を審議する。

5 監事は、業務執行状況及び会計について監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、新たにこれを選任する。

3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 他の同一役員任期満了前に新たに役員として選任された場合は、その任期を他の同一役員の間満了時までとする。

(名誉会長及び顧問)

第10条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は会長の推薦により、評議員会の同意を得て推戴する。

3 顧問は評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、評議員会に出席し、本会の運営に関し意見を述べるができる。

(委員会の設置)

第11条 会長が必要と認めるときは、委員会を設置することができる。委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 通常総会は、毎年度1回開催しなければならない。

3 臨時総会は、次の事由があるときに開催するものとする。

一 一般会員の五分の一以上から、会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

二 会長が必要と認めるとき。

4 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

6 次の事項は、評議員会の議を経て総会で議決する。

一 会則の改正

三 予算、決算

二 事業計画

四 その他重要な事項

7 議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

(評議員会)

第13条 評議員会は会長・副会長及び評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集し、議長となる。

- 3 評議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

(学術集会)

第14条 第4条第1号の学術集会は、年4回開催するものとする。

- 2 学術研究集会に関する規程は、別に定める。

(機関誌)

第15条 第4条第2号の機関誌は、2種とし、「福島医学雑誌」(邦文雑誌)と「Fukushima Journal of Medical Science」(英文ウェブジャーナル)と称する。

- 2 機関誌の編集、発行に関する規程は、別に定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、年額次のとおりとする。ただし、名誉会員の会費については、免除する。

一 一般会員	10,000 円
二 学生会員 (大学院生)	5,000 円
(学部生)	1,000 円
三 施設会員	20,000 円
四 賛助会員	20,000 円
五 協賛会員	20,000 円

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、書記及び事務員を置く。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が評議員会に諮って定める。

附 則

この会則は、昭和59年9月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成3年6月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成5年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年6月6日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年6月19日から施行する

- 2 この会則の第16条第2項第1号の一般会員の会費については、平成25年4月1日より適用する